

第175号

2019年
5月発行

台東区消費者ニュース

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

台東区消費生活センターに お気軽にご相談下さい!!



悪質商法による被害や商品・契約などのトラブルは、ますます増えています。消費生活センターは、消費生活に関する相談を受け、問題解決のための助言や各種の情報提供を行っています。また、契約前に分からないことや不安なことも、お気軽にお問合せ下さい。

たとえば、こんなとき

突然、訪問されて、
思わず契約して
しまった

しつこい電話勧誘
どうしたらいい?

身に覚えがない
請求がきた!?

簡単にもうかると
言われたけど?

お試しのつもりで
注文したら商品が
また届いた!?

台東区消費生活センター

台東区内在住・在勤・在学の方の相談を受け付けております。

相談専用電話

い い み み
(03)5246-1133

相談場所

台東区役所9階⑦番窓口(くらしの相談課内)

受付時間

月～金 午前9時～午後4時まで(祝日・年末年始除く)

予約は
不要!



相談は
無料!

こんな相談を受けています

1 訪問販売

住宅の無料点検のはずが、今なら、特別価格にするとわれ、リフォーム工事を契約してしまった。



2 マルチ商法

友人から「SNSで人に紹介するだけで簡単に儲かる」というサイドビジネスを勧誘され契約したが、全く収入にならず、友人とも連絡が取れない。



3 電話勧誘販売

職場や自宅に電話があり、断わっているのに、投資用マンションをしつこく勧誘された…



4 通信契約のトラブル

「通信料が安くなる」と勧誘され言われるがままに契約したが、実際には安くならなかった。



5 通信販売のトラブル

「お試し●●円」というネットの広告を見て注文したら、数か月継続する定期購入が条件になっていた。



6 架空請求

メールに利用した覚えのないサイト料金の請求が届いた。



7 賃貸住宅に関するトラブル

退去時に思いがけず高額な原状回復費用を請求された



8 他にも

- ・多重債務
- ・製品の欠陥や事故 など



下記のような相談はお受けできません。

- 個人間のトラブル(金銭の貸し借り、売買契約など)
- 近隣関係(騒音、土地の境界線)
- 労働問題
- 人間関係、家族間のトラブル
- 事業を行っている方からの事業に関する相談

土・日曜日・祝日に相談したいときは？

- 土曜日:東京都消費生活総合センター
電話 03-3235-1155
受付時間 9時~17時
- 日曜日:消費者ホットライン
祝日電話 局番なし「188」
受付時間 10時~16時

相談するときは、何を用意しておくといいの？

- 契約書や、保証書、製品の写真、パンフレット
WEB上の表示画面を印刷したものなど、
客観的な資料があれば、ご用意ください。
 - トラブルに至るまでの経緯をまとめたメモがあるとスムーズです。
-  スマホで注文したときなどは、画面を保存することなどを習慣づけることも大切です。



相談の方法

- 電話・来所によるご相談をお受けしています。
※原則として、ご本人からご相談下さい
- メールでのご相談はお受けしておりません。



相談すると

相談員が相談内容を聴き取って、契約書類等を確認させていただきます。
相談員は相談内容に応じて、問題解決のための助言やあっせん等を行います。

- 自主交渉のための助言
まずは自分の力で問題解決が図れるよう、問題点を整理し、解決策を助言します。
 - ・クーリング・オフの方法など具体的な手続き
 - ・事業者に対して交渉するための具体的な方法
- あっせん
契約の内容が複雑である等、自分で交渉することが難しい場合は、
必要に応じて事業者との間に入って、交渉のお手伝いをします。

 ただし、事業者への指導権限はありません。

- 情報提供
相談内容によっては、法律相談や福祉部門などの専門の相談窓口をご紹介します。



※お受けした相談情報は、個人情報を除き、消費生活相談の事例として、
啓発に活用させていただくことがあります。

消費生活サポーター養成講座のご案内

- **受講期間** 6月18日(火)～12月10日(火) 午後1:30～3:30
上記期間のうち全10回
- **会場** 生涯学習センター 4階407研修室他
- **講座内容** 契約の基本から、衣食住に関わる豆知識、旅行、生活設計や地球環境等
- **費用** 受講料は無料
ただし、テキスト代及び検定受験料(4,500円程度)は自己負担となります。
- **申し込み** 5月31日(金)までに、下記 暮らしの相談課までお電話下さい。
*託児付です(生後6ヶ月から就学前のお子様を対象です。定員は8名です。)

消費者出前講座 ～地域の集まりに呼んでください!～

消費生活相談員が、消費生活に関する情報をわかりやすくお話しします。

- 高齢者の消費生活トラブル ～早期発見のポイント～
- かしこく使おう電子マネー
- 悪質業者撃退法 など

【これまでの訪問先】

- 台東区内の町会 ● シニアクラブ
 - 福祉施設 ● PTAなどで学習会
- ※啓発用DVDの貸出もしています。



【ことぶき教室発表会にて出前講座】

消費生活メールマガジンのご登録を!

登録したい携帯端末・PCから「たいとうメールマガジン」にアクセスし、ご自分のメールアドレスを登録して下さい。

URL:<http://www.anshin-bousai.net/taito/>

※迷惑メール防止機能を設定している場合は、受信できるドメインとして「anshin-bousai.net」を指定してください。



「たいとう
メールマガジン
QRコード」



消費生活サポーター養成講座 **消費者出前講座** **メールマガジン**

については、下記までお問い合わせ下さい。

台東区役所 暮らしの相談課 電話 03-5246-1144
(台東区東上野4-5-6 台東区役所9階⑦番窓口)